

平成25年 3月25日

各 位

本 社 所 在 地 大阪府中央区農人橋一丁目1番22号  
会 社 名 ミネルヴァ・ホールディングス株式会社  
代 表 者 代表取締役会長兼社長 中島 成浩  
(JASDAQ・コード番号: 3090)  
問 合 せ 先 取締役 高橋 要  
電 話 番 号 06-6910-0031(代表)  
U R L <http://www.minerva-hd.com/>

## 株式分割、単元株制度の採用および定款一部変更に関するお知らせ

当社は、平成25年3月25日開催の取締役会において、株式の分割、単元株制度の採用および定款一部変更について決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

### 記

#### 1. 株式の分割、単元株制度の採用および定款一部変更の目的

平成19年11月27日付にて全国証券取引所が公表した「売買単位の集約に向けた行動計画」の趣旨に鑑み、当社株式の売買単위를100株とするため、株式を分割するとともに単元株制度の採用を行います。なお、本株式の分割および単元株制度の採用に伴う投資単位の実質的な変更はございません。

#### 2. 株式分割の概要

##### (1) 分割の方法

平成25年7月31日(水曜日)を基準日として、同日最終の株主名簿に記載又は記録された株主が所有する当社株式を、1株につき100株の割合をもって分割いたします。

##### (2) 分割により増加する株式数(平成25年3月25日現在の発行済株式総数にて試算)

株式分割前の当社発行済株式総数	14,206株
今回の分割により増加する株式数	1,406,394株
株式分割後の発行済株式総数	1,420,600株
株式分割後の発行可能株式総数	3,866,800株

(注)上記発行済株式総数は、新株予約権の行使により増加する可能性があります。

##### (3) 分割の日程

基準日公告日	平成25年7月16日(火曜日)
基準日	平成25年7月31日(水曜日)
効力発生日	平成25年8月1日(木曜日)

##### (4) 資本金の額の変更

今回の株式分割に際しまして、資本金の額の変更はありません。

(5)新株予約権行使価額の調整

株式の分割に伴い、当社発行の新株予約権の1株当たりの行使価額を平成25年8月1日以降、以下のとおり調整いたします。

	調整前行使価格	調整後行使価格
平成15年10月30日臨時株主総会決議に基づく第1回新株予約権	114,300円	1,143円
平成16年10月13日臨時株主総会決議に基づく第2回新株予約権	250,000円	2,500円
平成18年1月23日臨時株主総会決議に基づく第3回新株予約権	250,000円	2,500円

3. 単元株制度の採用

(1) 新設する単元株式の数

上記「2. 株式分割の概要」の効力発生日である平成25年8月1日（木曜日）をもって単元株制度を採用し、単元株式数を100株といたします。

(2) 新設の日程

効力発生日：平成25年8月1日（木曜日）

※上記の単元株制度の採用に伴い、平成25年7月29日（月曜日）をもって大阪証券取引所における売買単位も1株から100株に変更されます。

4. 定款一部変更

(1) 変更の理由

上記「2. 株式分割の概要」および「3. 単元株制度の採用」に伴い、会社法第184条第2項および第191条の規定に基づく取締役会決議により当社定款の一部を変更いたします。

- ①株式の分割の割合を勘案し当社の発行可能株式総数を増加させるため、現行定款第6条を変更いたします。
- ②株式の分割と同時に単元株制度を採用し単元株式数を100株とするため、第8条を新設いたします。
- ③現行定款第8条以下の条数を繰下げいたします。
- ④現行定款第6条の変更および第8条の新設の効力発生日を定めるため、附則第1条および第2条を新設いたします。

(2) 変更の内容

変更の内容は以下のとおりであります。

(下線は変更部分を示します。)

現行定款	変更後
第2章 株式 (発行可能株式総数)	第2章 株式 (発行可能株式総数)
第6条 当社の発行可能株式総数は、 <u>38,668株</u> とする。	第6条 当社の発行可能株式総数は、 <u>3,866,800株</u> とする。
第7条 (条文省略)	第7条 (現行どおり)
(新設)	<u>(単元株式数)</u>
第 <u>8</u> 条～第 <u>44</u> 条 (条文省略)	第 <u>8</u> 条 当社の単元株式数は、100株とする。
(新設)	第 <u>9</u> 条～第 <u>45</u> 条 (現行どおり)
	附則
	第1条 <u>第6条の変更および第8条の新設ならびにこれに伴う条数の繰下げの効力発生日は、平成25年8月1日とする。</u>
	第2条 <u>前条および本条の規定は平成25年8月1日をもってこれを削除する。</u>

以上